

計画期間

令和7年度～令和12年度

群馬県酪農・肉用牛生産近代化計画書（案）

令和8年〇月

群馬県

目 次

- I 酪農及び肉用牛生産の近代化に関する方針
- II 生乳の生産数量の目標並びに乳用牛及び肉用牛の飼養頭数の目標
 - 1 生乳の生産数量及び乳用牛の飼養頭数の目標
 - 2 肉用牛の飼養頭数の目標
- III 近代的な酪農経営方式及び肉用牛経営方式の指標
 - 1 酪農経営方式
 - 2 肉用牛経営方式
- IV 乳用牛及び肉用牛の飼養規模の拡大に関する事項
 - 1 乳用牛
 - 2 肉用牛
- V 飼料の自給度の向上に関する事項
- VI 集乳及び乳業の合理化並びに肉用牛及び牛肉の流通の合理化に関する事項
 - 1 集送乳の合理化
 - 2 乳業の合理化等
 - 3 肉用牛及び牛肉の流通の合理化
- VII その他酪農及び肉用牛生産の近代化を図るために必要な事項

I 酪農及び肉用牛生産の近代化に関する方針

1 群馬県の酪農及び肉用牛生産をめぐる近年の情勢

本県の畜産は、大消費地に近い有利性と畜産物需要の増加等を背景に順調な発展を続け、令和5年には農業産出額の49.7%（1,319億円）を占めるなど農業の基幹部門となっている。

酪農及び肉用牛生産は、畜産部門のうち、産出額は33.2%（438億円）を占めている。これらは、第一次産業としてのみならず、関連産業である乳業、食肉処理・加工業等を併せ、地域の雇用の創出と活性化に貢献している。

また、飼料作物生産は、飼料費の低減を図るだけでなく、家畜ふん尿の利用や県土資源の有効活用、自然環境・農村景観保全等の多面的な機能にも貢献している。

群馬県では、前回の群馬県酪農・肉用牛生産近代化計画を令和3年3月に策定し、酪農及び肉用牛生産の振興を図ってきたが、その後、酪農・肉用牛生産を取り巻く状況は大きく変化した。新型コロナウイルス感染症の流行や物価高騰により消費が落ち込み、さらに、ウクライナ情勢や原油価格高騰、円安の進行により、飼料を始めとする生産資材の高騰が重なり、酪農・肉用牛生産は大きな影響を受けている。

そのため、将来に渡って持続可能な安定した酪農・肉用牛経営を営むために、情勢の変化に左右されにくい生産基盤を構築する必要がある。

2 群馬県の酪農及び肉用牛における生産基盤の現状

（1）酪農

本県の酪農経営は、令和6年では1戸当たりの経産牛飼養頭数が63.1頭で、10年前の約1.5倍まで規模拡大が進展している。しかしながら、酪農経営の戸数は、高齢化・後継者不足により小規模経営を中心に減少し、10年前と比べ約4割減少している。

また、本県の担い手層では、労働力、農地や資金の不足等が規模拡大の障害となっている。

今後、一層の労働人口の減少が見込まれる中、特に労働負担の大きい酪農においては、労働力確保が持続的に発展するための課題となる。

（2）肉用牛

本県における令和6年の繁殖経営の1戸当たり飼養頭数は37.2頭であり、10年前の約1.4倍となっている。繁殖経営の戸数は、高齢化・後継者不足を背景に小規模な経営を中心に年々減少しており、令和6年で207戸と10年前に比べ3割以上減少している。

また、肉専用種肥育経営における令和6年の1戸当たりの飼養頭数は、規模拡大の進展により185頭であり、10年前の約2.5倍となっている。

一方で、令和6年の乳用種と交雑種をあわせた乳用種等肥育経営は、戸数が118戸、飼養頭数が23,200頭で10年前に比べ約3割減少しており、特に、乳用種肥育頭数の減少が顕著である。その背景には、酪農経営における乳用牛頭数の減少と性選別精液の利用、また、和牛受精卵移植による和子牛の生産が進められていることがある。

肉用牛繁殖経営、肥育経営とともに、経営から離脱する主たる要因は後継者不足であり、経営の持続と発展には貴重な経営資源を円滑に地域で継承・活用していくことが急務である。

近年、和牛における脂肪交雑の改良は飛躍的に進展し、令和6年の和牛去勢の格付で4等級以上の上物率の割合が9割を超える水準となっている。一方で、牛肉のおいしさに関連したオレイン酸等の脂肪酸組成や小ザシ等の要因に注目する動きも出てきている。

和牛枝肉価格は国内生産量の増加と物価高騰による消費者の生活防衛意識の高まりによる需要減少により弱含みで推移しているが、交雑種は輸入牛肉の減少や値頃感のある国産牛肉として需要があり枝肉価格も堅調に推移している。

(3) 飼料作物

近年、酪農・肉用牛では規模拡大による飼養頭数の増加に伴い、土地条件や労働力の制約などから、給与飼料の多くを自給飼料で賄うことが難しく、輸入飼料に依存している現状にある。また、利便性や品質の安定性から輸入乾牧草は県内でも利用されているが、価格の高騰や為替変動など、国際情勢の影響を受けやすい状況にある。飼料高騰の高止まりが長期化している現在、配合飼料や乾牧草などの飼料費の上昇が経営を圧迫しており、規模の大小を問わず経営悪化のリスクが高まっている。一方で、県内には水田を活用した粗飼料基盤があるものの、農地の確保の難しさ、担い手の減少、機械・資材価格の上昇などにより、飼料生産の効率化が課題となっている。

3 持続可能な酪農及び肉用牛生産に向けた取組

(1) 酪農・肉用牛経営

本県での酪農・肉用牛経営における生産基盤を強化し、国産生乳・牛肉の供給を維持するためには、大規模経営のみならず、中小規模の家族経営を含めた地域全体での取組が必要となる。特に、酪農戸数が多い本県では、酪農経営と肉用牛経営が連携して取り組むことで、双方の生産力強化につながるよう取組を進める。

ア 計画的な乳用後継牛の確保と和子牛生産

酪農経営においては、性選別精液の活用により、優良な乳用後継牛の計画的な確保を推進する。また、平成28年に開設された乳用牛市場を活用し、県内で生産・育成された乳用牛を流通する体制を推進する。その上で、酪農も肉用牛の重要な生産基盤として捉え、乳用牛に和牛受精卵を移植し、肥育もと牛の生産も推進することで、酪農家においては和子牛販売による副産物収入の確保を図り、併せて、県内の和牛肥育基盤強化を図る。

これには、獣医師、家畜人工授精師等が受精卵移植の効率的な利用に向けた技術の高位平準化の取組を加速させる必要がある。また、畜産試験場は、受精卵移植技術による受胎率向上に向けた技術的な課題解決を図り、繁殖技術の高水準化に努める。

イ 乳用牛の長命連産性への取組

近年、乳用牛の供用期間は短縮傾向にあるが、本県の平均除籍産次は令和5年度3.00産と全国平均3.21産よりも低い。長命連産性への取組は、乳牛償却費の低減に加え、生涯生産量の増加に寄与することから、生乳生産量の確保・増加を図る上で有効である。

よって、1泌乳期の乳量ではなく更新産次の延長による連産性の確保のため、関係団体による巡回指導を行い、搾乳衛生や乳用牛の栄養管理の徹底、適切な削蹄の励行、牛舎環境の改善等の取組を推進する。

ウ 牛群検定の加入率の向上

乳用牛の生涯生産性の向上には、牛群検定情報の積極的な活用が重要である。本県の令和5年度における牛群検定加入率（頭数ベース：52.1%、戸数ベース：38.0%）は全国平均（頭数ベース：60.5%、戸数ベース：53.4%）と比較して低い。検定牛と非検定牛とでは、1頭当たり乳量に差がみられることから、効率的に生産性の向上を図るため、飼養・繁殖管理、乳質・衛生管理及び乳用牛の遺伝的改良に役立つ分かりやすい検定データの提供等に努めることで、より一層の加入率向上を図る。

エ ゲノミック評価を活用した家畜改良の推進

酪農及び肉用牛経営の生産性向上を図るため、新たに策定された家畜改良増殖目標に即した改良増殖を推進する。

乳用牛においては、繁殖性等の他の形質との釣り合いを確保した上で、1頭当たり乳量の向上とともに供用期間の延長等による生涯生産性を高める観点から、泌乳能力と体型バランスのとれた改良を行い、牛群検定情報やゲノミック評価等を活用した、乳用牛の更新、導入を推進する。加えて、近年、ゲノミック評価により改良できる形質が増えており、新たな形質である疾病抵抗性や暑熱耐性等の活用の推進を図る。

肉用牛については、ゲノミック評価の活用が普及していることから、高ゲノミック評価牛の県内保留推進や、優良な繁殖雌牛の導入により、遺伝的に高能力な牛を活用することで、繁殖基盤を強化するとともに、生産された受精卵の県内利用を推進する。また、消費者や流通業者のニーズに対応するため、和牛肉のおいしさに関連するオレイン酸などのゲノミック評価を活用した肉質改良や流通業者が求める歩留まりの良い枝肉の改良を推進する。さらに、脂肪交雑が細かい、いわゆる小ザシが食味に影響するとされていることから、県産牛の枝肉調査を進め、食味との関連性を解明するとともに、本県の和牛改良につなげる。

オ 各種共進会出品対策を通じた改良促進

共進会は、改良の成果を検証する場であり、共進会に取り組むことは、改良が促進する原動力となるだけでなく、各農場の飼養管理技術の向上にもつながる。また、後継者の育成や担い手参入の機会にもつながる取組である。さらに、県内関係者が一丸となって出品対策を実施し、全国規模の共進会に上位入賞することにより、本県畜産物のブランド力を強化する。

カ 畜産クラスターの推進

畜産クラスターは、地域における畜産の生産基盤を強化するため、畜産農家だけでなく、関係者が役割分担し連携するなかで、酪農及び肉用牛生産を振興し、地域全体で畜産の収益性を向上させる重要な施策である。

地域におけるクラスター協議会の設置及び運営については、県と関係機関とで連携を図るとともに、県主催の会議や研修会等で畜産クラスターの概要や地域での具体的な優良事例・取組の説明を行い、広く推進する。

キ I C T 技術等、新技術の実装の推進

労働力不足が深刻化する中、経営の効率化による働き方改革の実現に向けて、各経営体の飼養形態や飼養規模に応じたロボット、I C T、I o T、A Iといった新技術の実装を推進し、乳質の向上、繁殖成績の改善や事故率の低減につなげ、供用期間の延長や飼養管理技術の向上を図る。

この際、過剰な設備投資とならないよう配慮するとともに、搾乳ロボットでは適合性の高い牛へ改良し活用する等、各種新技術の導入に応じた牛の改良、飼養管理方法について指導を行うことにより普及を図る。

ク 生産コストの低減と収益性の確保

肉用牛肥育経営においては、消費者ニーズを捉えつつ、早期出荷を飼養管理や肥育形態の選択肢の一つとして推進し、収益性や安定した品質を確保するためにも、科学的根拠のあるデータに基づき生産・流通の関係者の認知度向上や理解醸成を図る。

(2) 国産飼料の生産・利用

酪農・肉用牛の経営基盤を強化するためには、生産コストの多くを占める飼料費の削減が不可欠である。特に、輸入飼料については、異常気象等による不作や世界的な穀物需要の増加及び為替相場等の影響等によって、価格の高騰は今後も続くと考えられる。

このため、国産飼料に立脚した畜産経営が重要であり、そのためには生産基盤の強化と新たな

生産体制の確立が必要である。

ア 生産体制の整備・強化

本県は、標高10mの平坦地から1,400mの高冷地まで広がる多様な土地条件があることから、地域に適合した飼料生産を推進する必要がある。そのためには、各地域の条件に適した草種や優良品種の選択および栽培体系の確立により、収量の安定を図る。さらに、G P S ガイダンス・自動操舵装置や場管理システムなど I C T を活用したスマート農業の導入による省力化と低コストな飼料生産技術の導入により効率的な国産飼料の生産を促進する。

生産規模の拡大に必要な農地の確保は、市町村が策定する地域計画に位置づけられた農地利用計画に基づき、農地中間管理機構を活用して効率的な作業が可能となるよう集約された土地の取得に努める。

耕種農家と畜産農家の結び付きを一層強化した自給飼料の増産は、輸入飼料価格の変動に左右されない強固な畜産経営を確立する上で極めて重要である。併せて、堆肥の活用による化学肥料削減は耕種農家にとってもメリットが大きいため、収量確保と資源循環および環境保全型農業の観点からも耕畜連携の取組を積極的に実践する。

畜産経営では、通年で利用できる飼料の確保が不可欠であるため、ブロックローテーションによる面的生産の推進や流通保管体制を確立するほか、国庫事業等を活用した機械及び設備の整備により安定した生産を図るとともに、広域流通等を見据えた供給体制の構築によって、需給調整と利活用を進める。

イ 国産飼料の生産・利用の拡大

水田における飼料生産として、飼料イネでは、可消化養分総量が高く飼料価値と嗜好性に優れ、畜産サイドの需要が増えている高糖分高消化性品種の導入割合を高めるとともに、品質向上を図る。さらに、飼料大麦等を組み合わせた二毛作を推進し、機械の有効利用による生産性と耕種農家サイドの収益を高める。飼料用米については、主食用米の価格変動や地域の生産方針による影響が大きいため、交付金等の施策に左右されない産地を確保するとともに、地域内流通と稻わら等の資源活用を継続して推進する。労働生産性の高い子実とうもろこしは、大規模農家及び農業法人等に対して生産拡大を推進する。

自給飼料が中心である牧草や飼料用とうもろこしは、労力不足等から栽培面積が減少しているが、飼料価値と労働生産性に優れるため、組織的な生産体制を推進するとともに、地域に適した奨励品種の作付けにより安定生産を図る。

ウ 放牧活用の推進

公共牧場などの既存牧草地を中心に、放牧機能の維持・向上に向けた条件整備等を支援し、放牧による飼料費低減や家畜排せつ物処理および飼料生産・給与等の省力化などにより畜産経営の安定化を図る。

また、浅間家畜育成牧場では、国庫事業を活用した草地・施設整備改良事業により通年600頭の受託が可能となるため、県内酪農家からの要望に最大限応え、後継牛確保と酪農経営の強化を図る。

エ エコフィードの生産・利用の促進

環境負荷低減と飼料自給率の向上、酪農・肉用牛経営コストの低減及び食品廃棄物の減少を図るため、関係法令の遵守を徹底しつつ、地域で排出される農場副産物や食品製造副産物等の多様な飼料資源の有効活用を推進する。

なお、一部食品循環資源を原料としたエコフィードの利用に当たっては、不十分な加熱処理等により家畜伝染病の感染を広げる可能性を否定できない。食品循環資源の加熱処理、記録、

導線管理等の定期的な指導を行い、給与に係る防疫体制については万全を期すことで、エコフィードを介した家畜伝染病の発生を防ぐ。

オ 飼料生産の外部化と組織支援による拡大

現在の畜産経営は、飼養頭数の増加による規模拡大が進み、自給飼料生産に振り向けられる労働力不足が顕著となっている。このような中、飼料生産の拡大には、各地域のコントラクターやTMRセンター等の飼料生産支援組織への作業委託化に加え、畜産農家と耕種農家からなる農家集団を育成・強化することが重要である。そのためには、これらの組織や集団に対する作業機械の導入・更新や施設の改修、大型機械を扱うオペレーターの確保にむけた処遇改善や人材育成等、ハード、ソフト両面からの支援を行い、作業の効率化や共同作業化が可能となる体系づくりを進める。さらに、コントラクターの作業は特定の時期に集中することから、経営の多角化を検討することにより、年間を通じて業務の平準化を図るなど、地域内での雇用創出や運営面の改善と安定化につなげる。

4 関連事項

(1) 担い手の確保、経営力の向上

酪農・肉用牛経営において、人材を確保するためには、所得や休日が確保できる魅力ある産業となることが重要である。

ア 新規就農の確保と担い手の育成

県内における令和5年度の新規就農者は、酪農6人、肉用牛6人であるが、そのうち6割が雇用就農者である。

酪農及び肉用牛経営の新規参入には、飼養管理施設の整備、家畜の導入及び飼料生産のための農地取得等が必要であり、多額の投資負担が生じる。また、就農前後の継続的な研修等を通じ、飼養・経営管理に係る技術や知識の習得と向上が必要である。

農地の取得や施設の整備に係る負担軽減については、離農農場等の既存施設の貸付けなどによる取組が有効であるため、関係機関が連携し新規就農希望者と離農予定農家とのマッチング支援を推奨する。実際には、後継者のいない高齢な経営者も多い。そのため、離農により失われることがないよう、意欲ある担い手へ継承し、活用する取組を行い、中立的な立場の第三者を介在させた上で、経営資源を継承する担い手と離農予定者の意向の把握、牛や施設の公正な評価等を話し合い、速やかに継承可能なシステムの構築を促進する。

また、飼養・経営管理に係る技術・知識の習得について、農林大学校や畜産試験場、浅間家畜育成牧場等、教育・研究機関は、新規就農者等への研修機会の提供に努めるとともに、新規就農者を対象に、農業青年クラブ活動等への参加を促す等、就農定着支援を行う。さらに、長年生産に携わってきた地域の生産者の協力を得ることにより、知識・経験の継承を進める。

イ 外部支援組織の育成・強化

本県の酪農ヘルパー組合は、令和5年度に10組合、令和7年度に酪農組織再編の影響により7組合となり、いずれも県内酪農家に占める加入割合は75%である。現在、酪農ヘルパーの利用状況は組合により差があり、今後より効率的な酪農ヘルパーの活用を念頭においていた組織の合理化及び安定的な運営に向けたヘルパー要員の確保等が必要である。また、肉用牛経営においても、ヘルパー利用若しくはそれに代わる外部支援ができる取組を進める。また同時に、Iの3の(2)のオで記載したコントラクター、TMRセンター等の支援組織育成を図り、新規就農者等の技術習得の場としての活用も促進する。

これらの外部支援組織は、畜産クラスターをはじめとする関連事業を活用しつつ、地域の実情に応じた業務を請け負う仕組みづくりを行うことにより、個々の経営体だけでなく、地域全

体の所得向上を目指すこととする。また、外部支援組織利用の活発化により地域の経営者同士のつながりが生まれ、経営や技術に関する最新の知見の共有、実践が促されることも期待される。

(2) 労働力不足への対応

労働負担を軽減する搾乳ロボット、発情発見装置、分娩監視装置等のスマート農業技術の導入を促進する。また、技能実習生及び特定技能外国人は増加傾向にあり、人手不足への対応として、外国人材の活用が進展しているほか、労働力や休日を確保したゆとりある経営の実現に向けて、外部支援組織の活用や、複数の経営体による協業も含めた法人化への取組を推進する。

さらに、女性が積極的に活躍できる畜産経営が求められるため、女性農業者間の情報交換ができるネットワーク環境の整備を促進する。

(3) 家畜衛生対策の充実・強化

家畜の伝染性疾患は、酪農・肉用牛経営のみならず、地域経済、更には輸出促進にも甚大な影響を及ぼしかねない。また、乳房炎等の一般疾患は、生産性の低下につながることから、その予防は経営改善のためにも重要な課題である。さらに、飼養衛生管理の向上は抗菌剤の使用機会の低減にもつながり、薬剤耐性菌の出現を抑制する上でも重要な要素である。

また、口蹄疫等の伝播力の極めて強い疾患は、近隣諸国で継続的に発生しており、我が国に侵入するリスクが極めて高い。このため、県段階では、「農場に入れない」ための防疫対策を重ねて実施するため、「発生の予防」、「早期の発見・通報」及び「的確・迅速なまん延防止措置」の要点を踏まえ、関係者それぞれが以下の対応を実施する。

- ア 県は、飼養衛生管理指導計画を策定し、市町村等の協力を得ながら、飼養衛生管理基準の遵守指導、発生時の円滑・迅速な防疫措置準備を徹底する。
- イ 市町村は、県が行う飼養衛生管理基準の遵守指導への協力、発生時の通行制限、防疫措置への人的支援、焼却施設や埋却地が不足する場合の代替用地を確保する。
- ウ 生産者は、飼養衛生管理責任者の選定や講習会への参加、飼養衛生管理基準の遵守を基本とした日々の衛生管理の徹底や異状確認時の早期通報を徹底する。
- エ と畜場や飼料業者等の関連事業者は、家畜の伝染性疾患の発生予防及びまん延防止のための衛生管理を徹底する。
- オ 地域の関係者は、地域的な防疫対策の強化等に取組、発生予防及びまん延防止を図る。
- カ 産業動物の診療を行う臨床獣医師や家畜保健衛生所の家畜防疫員等、獣医師の確保・育成を進める。近年、獣医師における女性の進出・活躍がめざましい一方で、結婚や出産、子育てによる離職者も多い。このため、修学資金の給付や畜産現場での臨床実習等により、獣医学生の産業動物分野への就業を誘導するとともに、卒後研修により産業動物獣医師の能力向上を図る。

(4) 安全確保の取組の推進

ア 持続可能性に配慮した生産工程管理の推進

生産者及び加工・流通業者は一体となって、畜産物の安定供給、食品の安全、消費者の信頼を確保する必要がある。

「食品衛生法等の一部を改正する法律」（平成30年法律第46号）の改正により、令和3年6月1日から乳業工場や食肉処理場などの食品等事業者はHACCPに基づく衛生管理に取り組むこととなり、その供給源となる家畜飼養段階での安全性の確保がより重要なものとなっている。

そこで、農場HACCPや、その考え方に基づいた取組を推進することにより、畜産物の生産段階での危害を排除し、衛生管理全般の改善、家畜の健康維持・飼養管理技術の見直し等による生産性の向上を図る。

また、畜産GAPについては、農場HACCPの衛生管理を取り入れつつ、持続可能な畜産経営を実現する手段として、労働安全やアニマルウェルフェア、環境保全等にも取り組む認証制度であることから、全畜産農家に対して理解促進と手法の導入を推進する。

農場HACCP、畜産GAPとも、第三者機関による認証取得をすることは、取組の徹底と消費者へのアピールにつながることから、畜産農家の認証取得に向け、指導員を育成とともに、関係機関が連携して支援を行う。

イ 薬剤耐性対策の徹底

抗菌剤は、家畜の健康を守り、安全な食品の安定的な生産を確保する上で重要な資材であるが、その使用により薬剤耐性菌による人の医療や獣医療へのリスクも常に存在する。

県は、抗菌剤の使用実態及び薬剤耐性菌の出現状況の監視、リスク評価結果等に基づく限定使用や使用中止等、適切なリスク管理措置を計画的に推進する。

ウ 動物用医薬品に係る安全確保

安全な畜産物の安定供給を確保するため、安全で効果の高い動物用医薬品を生産現場へ迅速に供給することが重要である。

県は、安全性及び有効性が確認された製剤の適正使用を推進するとともに、国と連携して監視指導を的確に実施する。

エ 飼料・飼料添加物に係る安全確保

飼料・飼料添加物については、「飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律（昭和28年法律第35号）」に基づく諸規制を適切に運用し、安全な畜産物の安定供給を確保するための原料・製造方法の規制、安全性の確認、飼料添加物の指定等のリスク管理を的確に行い、国際基準に調和しつつ、安全を確保することが重要である。

県では、飼料や飼料添加物の製造、輸入、販売及び使用の各段階において、検査、指導等を実施するとともに、国との連携の上、安全性に関する情報を速やかに公表する。

また、飼料作物への農薬の使用に当たっては、農薬使用基準を遵守するよう啓発・指導を実施するとともに、飼料イネ・飼料用米の生産に当たっては、「稲発酵粗飼料生産・給与技術マニュアル」及び「飼料用米の生産・給与技術マニュアル」等に基づく適切な栽培管理の徹底を図る。

（5）アニマルウェルフェア（AW）の推進

農林水産省は、国際獣疫事務局（OIE）が示すAWの国際的な指針を踏まえ、家畜の管理者等にその責務を示す「5つの自由」の確保に向けての具体的な対応をまとめた畜種ごとの飼養管理等に関する指針を令和5年7月に公表している。本指針に沿った飼養管理の普及及び推進を県内関係機関と連携し、家畜の飼養者及び取扱事業者等へ周知する。

(6) 環境と調和のとれた畜産経営

ア 資源循環型畜産の推進

持続的な畜産経営には、家畜排せつ物を適正に管理するとともに、飼料や農作物生産に堆肥等を活用し、資源を循環させる取組が重要である。

堆肥が過剰な地域もあることから、さらなる利用に向けて堆肥の高品質化やペレット化、耕畜連携による広域流通等の取組を推進する。

イ 家畜排せつ物の適正管理と利用の推進

規模拡大の進展に伴い、家畜排せつ物の処理量は増加するが、家畜排せつ物処理施設で良質な堆肥等を生産し、まずは経営内で自給飼料生産に活用することにより資源循環に努める。規模拡大により堆肥生産が増加した場合には、耕畜連携の強化による堆肥の地域内及び広域利用を一層拡大することも求められる。また、堆肥としての利用が進まない地域においては、発電等のエネルギー利用についても検討する必要があるが、現状では課題も多く、今後、技術開発の進展状況や現場のニーズを踏まえつつ畜産現場への導入については慎重に検討していく必要がある。

家畜排せつ物は、畜産経営の責任において適正に処理していく必要があるが、家畜排せつ物処理施設については、近年、老朽化が進んでおり、家畜排せつ物が適正に処理されなくなる事態が生じている。このため、堆肥舎や汚水処理施設の経年劣化の状況を把握し、状況に応じた補修方法を検討・実施することで長寿命化を進めるとともに、環境関連の規制基準等や地域の実情、防疫面を考慮しつつ、家畜排せつ物処理施設の整備や堆肥等の利用を推進する。

また、住宅との混住化の進展等に伴い、悪臭や水質汚濁等について地域住民からの苦情があることから、臭気や排水に係る環境規制へ適切に対応するため、悪臭防止対策や堆肥の完熟化等に必要な施設・機械の整備を推進するなど、地域と調和した畜産経営の実現を目指す。

ウ 温室効果ガス（GHG）排出削減対策の推進

地球温暖化を防ぐ観点から、畜産分野におけるGHGの削減が求められている。

牛の育種改良や飼養管理により生産効率を向上させ、牛を健康に飼うことで、畜産物当たりの環境負荷を低減する。GHG排出削減に効果があるとされる飼料添加物も出てきているが、新しい技術であり、活用方法が十分に確立されていないことから、情報の収集とその提供に努める。また、家畜排せつ物を堆肥化する際に、こまめな切り返しによる好気性発酵を促進することで、GHGを抑制し、環境に配慮した畜産経営を推進する。

(7) 自然災害に強い畜産経営の確立

近年、台風や大雨、震災等の大規模災害が頻発しており、令和6年の能登半島地震や奥能登地域における大雨被害が発生し、畜産農家における断水や施設損壊、生産物廃棄・家畜被害など甚大な被害が生じている。

災害への備えは、畜産の経営安定に資するよう、日頃からの様々な災害を想定した準備を行うことが重要である。具体的には、チェックリストや農業版BCPも活用しつつ、年1回発電機を動かすなど最悪の事態を想定したリハーサル・訓練を実施する。また、農場内で災害が発生した場合にとるべき行動を整理し、家畜共済や保険の加入など、平常時からの備えを徹底する必要がある。

(8) 暑熱対策の推進

近年の猛暑は、家畜のへい死、生産性や繁殖成績の低下、飼料作物の収量や品質の低下等の甚大な被害をもたらしている。その対策として、飼養管理技術等の情報を提供するとともに、暑熱耐性のある牛の選抜や活用を進める。

飼料作物については、地域の気象条件を踏まえた適切な草種・品種が選択できる情報を提供するとともに、越夏性の高い牧草品種の開発・普及を推進する。

(9) 経営安定対策に係る制度の加入推進

酪農および肉用牛生産では、規模や経営形態にかかわらず生産者が安心して経営を継続できるよう、肉用牛肥育経営安定交付金制度や配合飼料価格安定制度等、各種経営安定対策の加入促進を実施する。

(10) 消費者の理解醸成

酪農・肉用牛経営は、「牛」を飼うことで、良質な動物性たんぱく質を供給し、傾斜地等の利用しにくい土地も活用して「草」を作り、地域の「人」達と連携し、基幹産業として地域を活性化できる産業である。

このように地域資源の活用、国土保全や景観形成、堆肥還元による資源循環、雇用の創出等の酪農・肉用牛生産の意義を消費者に伝え、正しい理解を得るため、情報発信の強化を図る。また、消費者との双方向の情報交流を通じて要望や意見を広く聞くことにより、消費者ニーズを的確に把握することが重要である。

特に、学校給食については、牛乳の飲用習慣の定着化だけでなく、児童・生徒の酪農・畜産に対する理解醸成等の機会としても重要である。また、生産者や地域の畜産関係者、生産者団体は、連携してふれあい牧場や酪農教育ファーム等における体験活動をはじめ、消費者と生産者の交流を深める産地交流会など様々な活動に取り組む。

II 生乳の生産数量の目標並びに乳用牛及び肉用牛の飼養頭数の目標

1 生乳の生産数量及び乳用牛の飼養頭数の目標

区域名	区域の範囲	現在（令和5年度）					目標（令和12年度）				
		総頭数	成牛頭数	経産牛頭数	経産牛1頭当たり年間搾乳量	生乳生産量	総頭数	成牛頭数	経産牛頭数	経産牛1頭当たり年間搾乳量	生乳生産量
群馬県	全域	頭 31,900	頭 24,200	頭 22,400	kg 9,051	t 202,736	頭 28,100	頭 21,300	頭 19,800	kg 9,575	t 189,590

（注） 1. 生乳生産量は、自家消費量を含め、総搾乳量。

2. 成牛とは、24ヶ月齢以上のものをいう。以下、諸表において同じ。

2 肉用牛の飼養頭数の目標

区域名	区域の範囲	現在（令和5年度）							目標（令和12年度）								
		肉専用種				乳用種等			肉用牛 総頭数	肉専用種				乳用種等			
		繁殖 雌牛	肥育牛	その他	計	乳用種	交雑種	計		繁殖 雌牛	肥育牛	その他	計	乳用種	交雑種	計	
群馬県	全域	頭 56,400	頭 7,710	頭 20,800	頭 4,760	頭 33,300	頭 820	頭 22,300	頭 23,200	頭 56,600	頭 7,600	頭 23,000	頭 4,600	頭 35,200	頭 700	頭 20,700	頭 21,400

（注） 1. 繁殖雌牛とは、繁殖の用に供する全ての雌牛であり、子牛、育成牛を含む。

2. 肉専用種のその他は、肉専用種総頭数から繁殖雌牛及び肥育牛頭数を減じた頭数で子牛を含む。以下、諸表において同じ。

3. 乳用種等とは、乳用種及び交雑種で、子牛、育成牛を含む。以下、諸表において同じ。

III 近代的な酪農経営方式及び肉用牛経営方式の指標

1 酪農経営方式

単一経営

経営モデル	経営概要						生産性指標											備考				
	経営形態	飼養形態					牛		飼料					人								
		経産牛頭数	飼養方式	外部化※飼養管理におけるもの	給与方式	放牧利用(放牧地面積)	経産牛1頭当たり乳量	更新産次	作付体系及び単収	作付延べ面積※放牧利用を含む	外部化※飼料生産におけるもの	購入国産飼料(種類)	飼料自給率(国産飼料)	粗飼料給与率	生産コスト	労働		経営				
つなぎ牛舎で経営資源に見合った頭数規模で安定した所得を確保する家族経営	家族経営(1戸1法人含む)	頭50	つなぎ・ハイブライド搾乳ユニット自動搬送装置	公共育成牧場	分離給与又はTMR	(ha)	kg9,300	産次3.4	kgイタリアンハイブリス4,124kg/10a青刈りトウモロコシ5,016kg/10a	ha5.5	コントラクター	稻WCS	46.0	45.0	円(%)128.5(121)	hr108.8	hr5,440(2,720)	万円6,972	万円5,875	万円1,097	万円549	全域
搾乳ロボット等の省力化技術により労働時間を削減しつつ規模拡大を図る法人経営	法人	150	フリーストール搾乳ロボット	公共育成牧場・預託牧場	TMR給与		10,200	3.2	イタリアンハイブリス4,124kg/10a青刈りトウモロコシ5,016kg/10a	13	コントラクター	稻WCS	42.7	42.0	円(%)128.4(112)	hr43.6	hr5,670(1,890)	万円22,797	万円19,650	万円3,147	万円1,049	全域
コントラクターによる稻WCSを活用した耕畜連携を図る法人経営	法人	200	フリーストールハイブリード	公共育成牧場・預託牧場	TMR給与		9,800	3.2	イタリアンハイブリス4,124kg/10a青刈りトウモロコシ5,016kg/10a	17.8	コントラクターTMRセンター	稻WCS青刈りトウモロコシ	48.0	42.0	円(%)132.7(119)	hr73.2	hr10,080(2,520)	万円29,683	万円26,000	万円3,683	万円921	全域

2 肉用牛経営方式

(1) 肉専用種繁殖経営

経営モデル	経営概要								生産性指標												備考						
	経営形態	飼養形態					牛				飼料					人											
		飼養頭数	飼養方式	外部化※飼養管理におけるもの	給与方式	放牧利用(放牧地面積)	分娩間隔	初産月齢	出荷月齢	出荷時体重	作付体系及び単収	作付延べ面積※放牧利用を含む	外部化※飼料生産におけるもの	購入国産飼料(種類)	飼料自給率(国産飼料)	粗飼料給与率	生産コスト	労働	子牛1頭当たり費用合計(現状との比較)	子牛1頭当たり飼養労働時間	総労働時間(主たる従事者)	粗収入	経営費	農業所得	主たる従事者1人当たり所得		
国産飼料等の活用と早期出荷を目指す家族経営	家族・専業	頭 繁殖雌牛 (肉専用種) 50	頭 繁殖雌牛 (肉専用種) 50	スタンチョン ヘルパー利用	分離給与	(ha)	か月	か月	か月	kg	kg	ha	イタリアンラ イグラス 4,124 kg/10a	5.5	コントラクター	稻WCS ワラ	%	%	円(%)	hr	hr	万円	万円	万円	万円	万円	全城
哺乳ロボット等スマート農業技術を活用した法人経営	法人	繁殖雌牛 (肉専用種) 100	繁殖雌牛 (肉専用種) 100	牛房群飼	分離給与		13.0	25.3	9	315	イタリアンラ イグラス 4,124 kg/10a	7.7	コントラクター	稻WCS ワラ	66.8	78.0	517,000 (104.8)	59.0	4,725 (1,575)	5,760	4,136	1,624	812	812	全城		

(2) 肉用牛(肥育・一貫) 経営

経営モデル	経営概要							生産性指標													備考				
	経営形態	飼養形態					牛				飼料					人									
		飼養頭数	飼養方式	外部化※飼養管理におけるもの	給与方式	放牧利用(放牧地面積)	肥育開始時月齢	出荷月齢	肥育期間	出荷時体重	1日当たり増体量	作付体系及び単収	作付延べ面積※放牧利用を含む	外部化※飼料生産におけるもの	購入国産飼料(種類)	飼料自給率(国産飼料)	粗飼料給与率	生産コスト	労働	経営					
肥育期間短縮により収益性向上を目指す家族経営	家族・専業	肥育 (肉専用種) 300	頭 牛房群飼	—	分離給与	—	9	28	19.2	831	0.89	イタリアンライ グラス 4,120 kg/10a	9	コントラク ター	稻WCS ワラ	2.7	11.5	727,833 (107.8)	13.6	4,080 (2,040)	23,877	21,834	2,043	1,022	全城
稻WCSと稻わらを積極的に利用する家族経営	家族専業(交雑種) 300	肥育 (交雑種) 牛房群飼	—	分離給与	—	7	24	17.2	856	1.09	イタリアンライ グラス 4,120 kg/10a 稻wcs 2,800 kg/10a	12	コントラク ター	ワラ	4.2	11.5	414,333 (94.1)	13.6	4,080 (2,040)	14,220	12,429	1,791	896	全城	
繁殖・肥育の一貫で効率化を図る大規模法人経営	法人・専業	繁殖・肥育一貫 (肉専用種) 600	牛房群飼	—	分離給与 自動給餌機	—	8	27.0	19.2	831	0.89	イタリアンライ グラス 4,120 kg/10a 青刈りト リモロシ 5,012 kg/10a	40	コントラク ター	稻WCS ワラ	25.1	60.3	697,888 (108.5)	27.5	11,025 (2,205)	31,753	27,915	3,838	1,279	全城

IV 乳用牛及び肉用牛の飼養規模の拡大に関する事項

1 乳用牛

(1) 区域別乳用牛飼養構造

区域名		①総農家戸数	②飼養農家戸数	②／①	乳牛頭数		1戸当たり平均飼養頭数 ③／②
					③総数	④うち成牛頭数	
群馬県	現在	戸 12月末に記入	戸 355	% 12月末に記入	頭 31,900	頭 24,200	頭 90
	目標		259		28,100	21,300	108

(2) 乳用牛の飼養規模の拡大に関する措置

飼養規模の拡大を進めるためには、需要に見合った計画生産を図りながら、家畜排せつ物の適正な処理が行える環境と低コストで生産性の高い酪農経営を構築していく必要がある。

そのためには、自給飼料生産を基本とした土地利用型酪農を推進し、コントラクター等についても整備拡充する必要がある。また、労働時間削減のためのＩＣＴ等の活用やヘルパー利用、公共牧場等の有効利用を一層進める。また、牛群検定やゲノミック評価の活用により、乳量、乳質、繁殖成績の改善による生産性向上を図るとともに、高能力な後継牛を効率的に確保するために、性選別精液の利用等を推進する。

さらに、地域における畜産クラスターへの取組を促進し、関連する補助事業等を積極的に活用しながら、省力化や規模拡大を推進する。

2 肉用牛

(1) 区域別肉用牛飼養構造

	区域名	① 総農家数	② 飼養農家 戸数	②/①	肉用牛飼養頭数							
					総数	肉専用種				乳用種等		
						計	繁殖雌牛	肥育牛	その他	計	乳用種	交雑種
繁 肉 殖 専 經 營 種	群馬県	現在	戸 12月末に 記入	戸 207	12月末に 記入	頭 7,710	頭 7,710	頭 7,710	頭 —	頭 —	頭 —	頭 —
		目標		186		7,600	7,600	7,600	—	—	—	—
肥 肉 育 専 經 營 種	群馬県	現在	12月末に 記入	138 (20)	12月末に 記入	25,560	25,560	()	20,800 (4,760)	4,700	—	—
		目標		117 (20)		27,600	27,600	()	23,000 (4,840)	4,600	—	—
乳 肥 育 經 營 種 ・ 交 雑 種	群馬県	現在	12月末に 記入	118	12月末に 記入	23,200	—	—	—	23,200	820	22,300
		目標		100		21,400	—	—	—	21,400	700	20,700

(注) ()内には、一貫経営に係る分(肉専用種繁殖経営、乳用種・交雑種育成経営との複合経営)について内数を記入。

(2) 肉用牛の飼養規模の拡大に関する措置

優良繁殖和牛の導入により繁殖基盤の維持・強化を図る。特に、酪農家における受精卵移植活用による繁殖和牛経営参入の推進など、経営形態の多様化を支援する。

労働負担の軽減や経営の効率化を図るため、I C T等、新技術の実装を推進し、繁殖成績の改善や事故率の低減等の飼養管理技術の向上を図る。また、廃業が増加している現状を鑑み、空き畜舎を利活用し、地域での収容能力の向上を図り、飼養頭数の増加を進める。

さらに、肥育経営を中心に規模拡大の進展がみられることがから、地域での畜産クラスターの取組を積極的に活用し、総合的に肉用牛生産基盤の強化を推進する。

V 飼料の自給度の向上に関する事項

1 飼料作物の作付面積等の目標

	現在	目標（令和12年度）
飼料作物の作付面積	7,930 ha	6,600 ha
飼料作物の生産量	72,024 TDN トン	68,417 TDN トン

2 具体的措置

- ・飼料用とうもろこしは、長大作物の収穫調製作業が可能なコントラクターの強化及び畜産と耕種の共同作業（農家集団）による収穫調製作業の体制整備を進め、作付面積2,130ha（基準年比88%）を堅持する。
- ・発酵粗飼料専用品種「つきすずか」等の高糖分高消化性品種の目標普及率を50%とし、本県の水田二毛作体系に適する早生品種を組み合わせた作付体系の確立により、作期延長による高品質飼料の生産と拡大を図る。
- ・浅間家畜育成牧場では、乳用育成牛の通年600頭への受託増頭に向けた大規模な草地整備改良事業による採草地の拡大整備を行うとともに、大型機械を導入した効率的な牧草管理と収穫体系により、粗飼料自給率100%を維持し、安定した飼養管理を確立する。
- ・飼料用米の生産は現状を維持し、労働生産性の高い子実とうもろこし生産の振興により、現在の作付面積7haから20haを目標に推進する。

VI 集乳及び乳業の合理化並びに肉用牛及び牛肉の流通の合理化に関する事項

1 集送乳の合理化

酪農経営の基盤強化及び生乳の安定的な供給を図るために、生乳流通のコスト削減を進めていく必要がある。そのため、集送乳及びクーラーステーションの合理化について指定生産者団体の計画に則した支援を進めていく。県内の集乳の合理化により、クーラーステーションは2カ所に集約化された。引き続き、生乳流通体制の合理化・集約化に向け、支援を進めていく。

2 乳業の合理化

(1) 乳業施設の合理化

区域名			工場数 (1日当たり 生乳処理量 2 t 以上)		1日当たり 生乳処理量 ①	1日当たり 生乳処理 能力 ②	稼働率 ①/②×100	備考
群馬県	現在 (令和5年度)	飲用牛乳を 主に製造 する工場	5 工場	合計	kg 301, 386	kg 414, 150	% 73	
				1工場平均	60, 277	82, 830		
		乳製品を主に 製造する工場	6 工場	合計	128, 693	231, 300	56	
				1工場平均	21, 449	38, 550		
	目標 (令和12年度)	飲用牛乳を 主に製造 する工場	5 工場	合計	kg 301, 386	kg 414, 150	% 73	
				1工場平均	60, 277	82, 830		
		乳製品を主に 製造する工場	6 工場	合計	128, 693	231, 300	56	
				1工場平均	21, 449	38, 550		

(注) 1. 「1日当たり生乳処理量」欄には、年間生乳処理量を365日で除した数値を記入。

2. 「1日当たり生乳処理能力」欄には、飲用牛乳を主に製造する工場にあっては6時間、乳製品を主に製造する工場にあっては6時間それぞれ稼働した場合に処理できる生乳処理量(kg)の合計を記入。

(2) 具体的措置

令和5年度では、県内乳業工場は18工場あり、そのうち日量2トン以上処理する工場は11工場である。それらについては、大手乳業グループ工場、酪農協関係工場、地域型工場が大部分を占めており、再編はすでに終了している。その他の工場は家族経営、地域密着型、6次産業の取組事例等である。

3 肉用牛及び牛肉の流通の合理化

(1) 肉用牛の流通合理化

ア 家畜市場の現状

名称	開設者	年間開催日数						年間取引頭数（令和5年度）						
		肉専用種		乳用種等			肉専用種		乳用種等					
		子牛	成牛	初生牛	子牛	成牛	子牛	成牛	初生牛	子牛	成牛			
前橋家畜市場	群馬県家畜商商業協同組合	(日)	(日)	(日)	(日)	(日)	頭	頭	頭	頭	頭	17,165	994	4,965
		101	49	52	101	49	5,553	691	(14,449)	(833)	(881)			
渋川家畜市場	全国農業協同組合連合会群馬県本部	12	12	0	0	0	3,633	239	0	0	0			
計	2ヶ所	113	61	52	101	49	9,186	930	17,165	994	4,965			
									(14,449)	(833)	(881)			

(注)1.肉用牛を取り扱う市場について記入。

2.初生牛とは生後1~8週間程度のもの、子牛とは生後1年未満のもの(初生牛を除く)、成牛とは生後1年以上のもの。

3.乳用種等については、交雑種は内数とし()書きで記入。

イ 具体的取組

県内には2か所の家畜市場があり、肉用牛の公正な取引と価格形成に寄与している。現在、円滑に運営されており、今後も引き続き年間を通じた市場の開催を図る。

(2) 牛肉の流通の合理化

ア 食肉処理施設の現状

名称	設置者 (開設)	年間稼働 日数	と畜能力 1日当たり		と畜実績 1日当たり		稼働率 ②/① %	部分肉処理 能力1日当たり		部分肉処理 実績 計		稼働率 ④/③ %
			①	うち牛	②	うち牛		③	うち牛	④	うち牛	
(株)群馬県食肉卸売市場	玉村町	244	3,600	600	2,448	221	68	1,000	200	614	63	61
高崎食肉センター	群馬県同和食肉事業協同組合	244	1,200	200	711	48	59	820	120	627	76	76
計	2ヶ所	—	4,800	800	3,159	269	—	1,820	320	1,241	139	—

(注)頭数は、豚換算(牛1頭=豚4頭)で記載。「うち牛」についても同じ。

イ 食肉処理施設の施設整備目標

(ア) 目標年における施設整備目標

本県の食肉処理加工施設については、2か所に集約されている。県内最大の処理能力を有する(株)群馬県食肉卸売市場は牛と豚を処理する基幹施設として、県内食肉流通の拠点と位置づけている。また、これを補完する施設として高崎食肉センターを位置づけ、食肉の処

理・流通の合理化を図っているところである。

今後、食肉処理施設におけるより高度な衛生水準での安全で良質な食肉生産や流通・販売サイドのニーズに対応するため、ハード・ソフト面から食肉処理施設の業務の効率化・高度化及び生産・流通体制の強化を図る。

ウ 肉用牛(肥育牛)の出荷先

区分 区域 名	出荷頭数 ①	現在(令和5年度)			②/①	目標(令和12年度)			②/①
		出荷先		出荷頭数 ①		出荷先		②/①	
		県内 ②	県外			県内 ②	県外		
全 域	肉専用種	頭 12,401	頭 3,182	頭 9,219	% 25.7	頭 14,400	頭 3,600	頭 10,800	% 25.0
	乳用種	265	8	257	3.0	470	2	468	0.4
	交雑種	頭 12,466	頭 9,387	頭 3,079	% 75.3	頭 10,500	頭 7,560	頭 2,940	% 72.0
合計		25,132	12,577	12,555	50.0	25,370	11,162	14,208	38.6

(注) 現在の出荷頭数及び出荷先については、畜産物流統計の内畜種類別都道府県間交流表との整合を図る。

エ 具体的取組

食肉処理施設等にあっては、食肉の製造・加工段階でのHACCPに基づく衛生管理の実施が義務付けられ、消費者に対する安全な畜産物の供給と国産畜産物への信頼性の確保のために、一層の食肉の安全・安心の確保が求められている。本県の食肉処理施設では、すでにHACCPに基づく衛生管理に取り組んでおり、今後も衛生水準を維持・向上するために県衛生部局との連携を密にしながら取り組む。

県産食肉については、県内消費者の需要の伸び悩みが課題であり、県民における畜産に対する理解醸成と、県産食肉のPRと消費拡大を図ることが重要である。そのため、生産者、市場関係者、消費者団体等で連携することで、さらなる食肉需要の拡大を図る。

また、群馬県農畜産物等輸出推進機構と連携し、国外でも高い評価を受けている和牛肉について、輸出戦略に沿って、米国・EU・香港・シンガポール等への輸出拡大に努めていく。